

# 事務事業評価資料

施策名	安全・安心な社会づくり（疾病対策等の推進）		所管部局課名	健康福祉部健康局疾病対策課					
事業名	インターフェロン等医療費助成		担当者電話番号	難病係 078-362-3245					
事業目的	国内最大級の感染症であり、肝がん、肝硬変に進行する疾患であるB型・C型ウイルス性肝炎の根治を促進する。 B型・C型ウイルス性肝炎の早期治療により、肝がん・肝硬変などの重篤な事態への進行を防ぐ。								
事業内容	助成対象：B型・C型ウイルス性肝炎患者のうち、インターフェロン治療並びに核酸アナログ製剤治療を希望する者 助成対象経費：B型・C型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療並びに核酸アナログ製剤治療に係る治療費 費用負担：国1/2、県1/2			事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額			
	事業費	(190,858 千円) 381,719 千円		(509,988 千円) 1,041,137 千円		(501,614 千円) 1,023,824 千円			
	人件費	7,624 千円	従事人員 0.9人	7,524 千円	従事人員 0.9人	7,383 千円 0.9人			
	総コスト (+)	389,343 千円	従事人員 0.9人	1,048,661 千円	従事人員 0.9人	1,031,207 千円 0.9人			
事業の目標	インターフェロン治療並びに核酸アナログ製剤治療を必要とするすべてのB型・C型ウイルス性肝炎患者へ医療費助成を行う事での治療機会の提供			[目標設定理由]国の事業計画の終了予定年度である平成26年度までに、県内の患者（推計：約4万人）すべてを対象に事業を推進する必要がある					
事業目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率（%）		
		目標値	年度				H20	H21	H22
	受給者数（累計）	40,096人	26年度	2,182 人 (175 千円)	4,582 人 (311 千円)	8,742 人 (280 千円)	5.4%	11.4%	21.8%
評価結果	必要性	・インターフェロン治療は治療費が高額であり、また、核酸アナログ製剤治療もインターフェロン治療と比較すれば安価であるが治療が長期に及ぶことから累積の医療費が高額となるため、治療促進のためには医療費の助成が必要である。							
	有効性	・平成20～21年度で約4,600人の患者が医療費の助成によりインターフェロン治療を実施する見込であり、慢性肝炎の治療は着実に進んでいる。 ・一方、目標値40,096人に対する年度計画数の5,728人を大幅に下回っており、日常生活との両立、副作用、金銭的問題などが理由として挙げられる。 ・このため、肝炎対策基本法（H22年1月施行）により医療費負担の軽減並びに受診機会の確保を図ることとされており、医療費負担の軽減策として自己負担限度額の軽減、B型に対する核酸アナログ製剤治療の追加、2回目の制度利用に係る改正が行われた。 ・受診機会の確保についても検討されることとなっており、今後国の動向を踏まえながら必要な施策を実施していく。							
	効率性	・基本的には指標1単位あたりのコストは医療費の実績に連動するものであり、実質的なコストは一定である。 ・平成20年度から平成21年度の指標1単位あたりのコスト増は、治療費の助成期間が12ヶ月から一部の治療について18ヶ月に延長となったことによる。なお、平成21年度実績見込は608,051千円であり、これにより指標1単位あたりのコストは、216千円となり、延長分相当と考える。							
	民間・市町との役割分担	・国実施要綱に基づき、県が事業主体となって実施している。実施にあたっては、保健所設置市（神戸市ほか3市）に申請書等の受理事務を移譲し、また、医療費の請求及び審査・支払事務は、国保連合会等の審査支払機関に委託するなど、適切な役割分担により推進している。							
	受益と負担の適正化	・受給者の認定は専門医で構成される審査会の審査に基づいて適正に行っており、受給者には、世帯の所得に応じて適正な一部自己負担金を求めている。							
方向性	新規	（拡充）		継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結（休止）	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他			
説明	・対象治療法：インターフェロン治療に加え、核酸アナログ製剤治療を対象とする ・自己負担上限額（月あたり）：50千円 20千円、30千円 10千円 ・助成期間：1年 インターフェロン治療に係る2回目の制度利用を認める								